

## 所得の計算方法

次の所得要件を満たす方が対象です。[児童手当法施行令による]

- ・患者さんが既婚の場合・・・妊孕性温存治療を受けた方及びその配偶者の所得額の合計が730万円未満
- ・患者さんが未婚かつ成年の場合・・・妊孕性温存治療を受けた方の所得額が730万円未満
- ・患者さんが未婚かつ未成年の場合・・・妊孕性温存治療を受けた方の保護者全員(父及び母)の所得額の合計が730万円未満

	父	母	本人	配偶者
<b>A 所得の合計金額</b>				
児童手当法施行令第3条第1項の控除額	80,000	80,000	80,000	80,000
医療費控除額				
雑損控除額				
小規模企業共済等掛金控除額				
障害者控除額(一般) 270,000円×該当者数_____人				
障害者控除額(特別) 400,000円×該当者数_____人				
寡婦(夫)控除額 270,000円(特別の場合350,000円)				
勤労学生控除額(該当する場合)				
<b>B 控除額の合計</b>				
<b>C 所得額(A-B)</b>				
合計(この金額が730万円未満であれば所得制限内です。)				

※ 市町村が発行した「所得証明書(上記控除額が記載されているもの)」の額を基に計算してください。